

社会福祉士国家試験関係法令

○ 「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号) (抄)

(定義)

第2条 この法律において「社会福祉士」とは、第28条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者（第47条において「福祉サービス関係者等」という。）との連絡及び調整その他の援助を行うこと（第7条及び第47条の2において「相談援助」という。）を業とする者をいう。

(社会福祉士試験)

第5条 社会福祉士試験は、社会福祉士として必要な知識及び技能について行う。

(受験資格)

第7条 社会福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下この条において同じ。）において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目（以下この条において「指定科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者
- 二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する基礎科目（以下この条において「基礎科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「社会福祉士短期養成施設等」という。）において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 三 学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「社会福祉士一般養成施設等」という。）において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 四 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法に基づく専門職大学の3年の前期課程を含む。次号及び第6号において同じ。）において指定科目を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した者。以下この条において同じ。）（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、厚生労働省令で定める施設（以下この条において「指定施設」という。）において1年以上相談援助の業務に従事したもの
- 五 学校教育法に基づく短期大学において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 六 学校教育法に基づく短期大学を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 七 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。次号及び第10号において同じ。）において指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事したもの
- 八 学校教育法に基づく短期大学において基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 九 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項第二号に規定する養成機関の課程を修了した者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 十 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 十一 指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者
- 十二 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉司、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に定める身体障害者福祉司、社会福祉法に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第15条第1項第一号に規定する所員、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に定める知的障害者福祉司並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第6条及び第7条に規定する社会福祉主事であった期間が4年以上となった後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者

附則（平成19年12月5日）

第3条

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、第2条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第7条の規定にかかわらず、附則第1条第三号に掲げる規定の施行の日から同条第一号に掲げる規定の施行の日から起算して5年を経過する日までの間に実施される社会福祉士試験及び同日後最初に実施される社会福祉士試験を受けることができる。（平成24年12月4日で期間終了）
- 一 附則第1条第三号に掲げる規定の施行の際現に第2条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第7条第十一号に規定する要件に該当する者
- 二 附則第1条第三号に掲げる規定の施行の日から同条第一号に掲げる日から起算して5年を経過する日までに第2条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第7条第十一号に規定する要件に該当することとなった者

（社会福祉士試験の無効等）

第8条 厚生労働大臣は、社会福祉士試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて社会福祉士試験を受けることができないものとすることができる。

（受験手数料）

第9条 社会福祉士試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が社会福祉士試験を受けない場合においても、返還しない。

（規定の適用等）

第15条 指定試験機関が試験事務を行う場合における第8条第1項及び第9条第1項の規定の適用については、第8条第1項中「厚生労働大臣」とあり、及び第9条第1項中「国」とあるのは、「指定試験機関」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用する第9条第1項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

（登録）

第28条 社会福祉士となる資格を有する者が社会福祉士となるには、社会福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

【社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号）（抄）】

（受験手数料）

第12条 法第9条第1項の受験手数料の額は、24,300円（法第38条の規定に基づく厚生労働省令の規定により社会福祉士試験の科目を免除する場合その他厚生労働省令で定める場合には、24,300円を超えない範囲内において実費を勘案して厚生労働省令で定める額）とする。

【社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）（抄）】

（令第12条第1項の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める額）

第6条の2 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号。以下「令」という。）第12条第1項の厚生労働省令で定める場合は、社会福祉士試験を受けようとする者が同時に精神保健福祉士試験を受けようとする場合とする。

2 令第12条第1項の厚生労働省令で定める額は、第5条の2の規定により社会福祉士試験の科目を免除された場合にあっては20,460円とし、前項に規定する場合にあっては21,720円とする。

○ 「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」（昭和62年厚生省令第49号）（抄）

（指定施設の範囲）

第2条 法第7条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 地域保健法（昭和22年法律第101号）の規定により設置される保健所
- 二 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター及び障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を行う施設
- 三 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院及び診療所
- 四 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉センター
- 五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神保健福祉センター
- 六 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設及び更生施設
- 七 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所
- 八 削除
- 九 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者更生相談所
- 十 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター
- 十一 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する母子・父子福祉センター
- 十二 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護保険施設及び地域包括支援センター
- 十三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援又は自立生活援助を行うものに限る。）又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設

十三の二 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）に規定する女性相談支援センター及び女性自立支援施設

十四 前各号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

○ 「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（令和6年7月3日社援発0703第1号厚生労働省社会・援護局長通知）

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第7条第4号の規定に基づく厚生労働省令で定める施設については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第2条において定めているところですが、**各施設における法第2条第1項の福祉に関する相談援助業務の範囲等**及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等については、それぞれ別添1及び別添2に示すとおりとなりますので、参考までに通知します。

別添1

指定施設における業務の範囲等

1 福祉に関する相談援助業務の範囲

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）第2条第1号から第13号までに定める施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。

- (1) 施行規則第2条第1号に規定する保健所においては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー及び心理判定員
- (2) 施行規則第2条第2号に規定する児童相談所においては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の3第2項第6号及び第6項に規定する児童福祉司、及び心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員（児童心理司）、「児童相談所運営指針」（平成2年3月5日付け児発第133号厚生省児童家庭局長通知）第2章第4節に規定する受付相談員、相談員、電話相談員、児童指導員及び保育士並びに一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）第18条第1項に規定する児童指導員、保育士及び個別対応職員
- (3) 施行規則第2条第2号に規定する母子生活支援施設においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第27条第1項及び第4項並びに第30条第1項において準用する第33条第1項に規定する母子支援員（児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第71号）による改正前の児童福祉施設最低基準第27条に規定する母子指導員を含む。）、少年を指導する職員、個別対応職員及び保育士、「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」（令和3年3月8日子発0308第4号）別紙（自立支援担当職員加算実施要綱）に基づく自立支援担当職員
- (4) 施行規則第2条第2号に規定する児童養護施設においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第42条第1項及び第5項に規定する児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員及び職業指導員、「里親支援専門相談員の配置について」（令和6年4月8日付けこ支家第233号）に規定する里親支援専門相談員、「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」別紙（自立支援担当職員加算実施要綱）に基づく自立支援担当職員
- (5) 施行規則第2条第2号に規定する障害児入所施設及び障害児通所支援事業を行う施設（児童発達支援センターに限る。）においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項（同条第9項において準用される場合を含む。）、第4項、第12項及び第14項、第58条第1項、第3項及び第6項並びに第63条第1項に規定する児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者及び心理担当職員
- (6) 施行規則第2条第2号に規定する児童心理治療施設においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第73条第1項に規定する児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」別紙（自立支援担当職員加算実施要綱）に基づく自立支援担当職員
- (7) 施行規則第2条第2号に規定する児童自立支援施設においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第80条第1項及び第5項に規定する児童自立支援専門員、児童生活支援員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、職業指導員、「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」別紙（自立支援担当職員加算実施要綱）に基づく自立支援担当職員
- (8) 施行規則第2条第2号に規定する児童家庭支援センターにおいては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の3第1項に規定する職員
- (9) 施行規則第2条第2号に規定する里親支援センターにおいては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の6に規定する里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者、「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（令和6年4月8日付けこ支家第234号）に規定する家庭支援専門相談員、「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」別紙（自立支援担当職員加算実施要綱）に基づく自立支援担当職員、「里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施について」（平成31年4月17日付け子発0417第3号）別紙（里親養育包括支援（フォスタリング）事業実施要綱）に基づく養親等相談支援員並びに「児童福祉施設（こども家庭庁支援局家庭福祉課所管施設）における施設機能強化推進費について」（昭和62年5月20日付け児発第450号）別紙（施設機能強化推進費実施要綱）に基づく市町村連携支援員、レスパイト・ケア担当職員及び障害児里親等支援担当職員
- (10) 施行規則第2条第2号に規定する障害児通所支援事業を行う施設（児童発達支援センターを除く。）においては、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。）第5条第1項第1号及び第2号、第2項並びに第4項第3号、第4号及び第5号、第54条の6第1項第1号及び第2号、第66条第1項第1号及び第2号、第2項並びに第4項第3号、第4号及び第5号、第71条の3第1項第1号及び第2号、第71条の8第1項第1号及び第2号並びに第73条第1項第1号及び第2号に規定する児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員（心理担当職員に限る。）及び訪問支援員（保育士、児童指導員、心理担当職員に限る。）並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第6号）による改正前の指定通所基準第66条第1項第1号、第71条の2第1項第1号並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第3号）による改正前の指定通所基準第5条第1項第1号及び第54条の2第1項第1号に規定する指導員並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）による改正前の指定通所基準第5条第1項第1号、第2項、第5項、第6項、第54条の6第1項第1号、第3項、第66条第1項第1号、第2項、第5項、第6項、第71条の3第1項第1号及び第3項に規定する障害福祉サービス経験者
- (11) 施行規則第2条第2号に規定する障害児相談支援事業を行う施設においては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条第1項に規定する相談支援専門員及び第4項に規定する相談支援員

- (12) 施行規則第2条第3号に規定する病院及び診療所にあつては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条の6（第33条の4において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する退院後生活環境相談員又は次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員
- ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助
 - イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助
 - ウ 患者の社会復帰に係る相談援助
 - エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動
- (13) 施行規則第2条第4号に規定する身体障害者更生相談所にあつては、「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」（平成15年3月25日付け障発第0325001号）第1に規定する身体障害者福祉司、心理判定員、職能判定員及びケース・ワーカー
- (14) 施行規則第2条第4号に規定する身体障害者福祉センターにあつては、身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）第19条に規定する身体障害者に関する相談に応ずる職員
- (15) 施行規則第2条第5号に規定する精神保健福祉センターにあつては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー及び心理判定員
- (16) 施行規則第2条第6号に規定する救護施設及び更生施設にあつては、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）第11条第1項第3号及び第19条第1項第3号に規定する生活指導員
- (17) 施行規則第2条第7号に規定する福祉に関する事務所にあつては、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項第1号に規定する指導監督を行う所員（査察指導員）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条の2第1項及び第2項に規定する身体障害者福祉司、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第13条第1項及び第2項に規定する知的障害者福祉司、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第6条及び第7条に規定する社会福祉主事（老人福祉指導主事）、社会福祉法第15条第1項第2号に規定する現業を行う所員（現業員）、「家庭児童相談室の設置運営について」（昭和39年4月22日付け厚生省発児第92号）別紙（家庭児童相談室設置運営要綱）第5に規定する家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事（家庭児童福祉主事）及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員（家庭相談員）、「福祉事務所における福祉五法の実施体制の整備について」（昭和45年4月9日付け社庶第74号）に規定する面接相談員、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第11条第1項及び第2項に規定する女性相談支援員並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第8条第1項に規定する母子・父子自立支援員、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添1（自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領）3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員、第55条の10第1項から第4項に規定する、子どもの進路選択支援事業に従事する支援員、被保護者就労準備支援事業に従事する被保護者就労準備支援担当者、被保護者家計改善支援事業に従事する家計改善支援員及び被保護者地域居住支援事業に従事する居住支援員
- (18) 施行規則第2条第13号の2に規定する女性相談支援センターにあつては、「女性支援事業の実施について」（令和6年3月18日付け社援発0318第60号）別添2（女性相談支援センター設置要綱）第2に規定する相談支援員又は心理支援員並びに困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第11条第1項及び第2項に規定する女性相談支援員
- (19) 施行規則第2条第13号の2に規定する女性自立支援施設にあつては、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）第9条第1項第2号に規定する入所者の自立支援を行う職員
- (20) 施行規則第2条第9号に規定する知的障害者更生相談所にあつては、知的障害者福祉法第13条第1項に規定する知的障害者福祉司、「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」（平成15年3月25日付け障発第0325002号）第1に規定する心理判定員、職能判定員及びケース・ワーカー
- (21) 施行規則第2条第10号に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター及び老人介護支援センターにあつては、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第12条第1項第3号及び同条第2項第1号に規定する生活相談員、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第12条第1項第3号及び第56条第1項第3号に規定する生活相談員、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）第11条第1項第2号及び第37条第1項第2号に規定する生活相談員、同令附則第6条第1項第2号に規定する主任生活相談員及び生活相談員、同令附則第14条第1項第3号に規定する入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話を行う職員、「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について」（昭和52年8月1日付け社老第48号）別紙1（老人福祉センター設置運営要綱）第2条第3項及び第3条第3項における相談・指導を行う職員、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第93条第1項第1号及び第121条第1項第2号並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第20条第1項第1号及び第42条第1項第1号に規定する生活相談員、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第129条第1項第2号、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第5条第1項第1号及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準第97条第1項第1号（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。）に規定する生活相談員、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の6第1号イの規定により例によるものとされた介護保険法施行規則等の一部を改正する省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準第97条第1項第1号に規定する生活相談員並びに老人介護支援センターにおいて相談援助業務を行っている職員
- (22) 施行規則第2条第11号に規定する母子・父子福祉センターにあつては、「母子・父子福祉施設の設備及び運営について」（平成26年9月30日付け厚生労働省発雇児0930第4号）母子・父子福祉施設設置要綱第1に規定する母子及び父子の相談を行う職員
- (23) 施行規則第2条第12号に規定する介護保険施設にあつては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第1項第2号に規定する生活相談員及び同項第6号に規定する介護支援専門員、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第2条第1項第4号に規定する支援相談員及び同項第7号に規定する介護支援専門員、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第4条第1項第7号及び同条第7項第3号に規定する介護支援専門員並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設にあつては、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第2条第1項第6号、第2項第4号及び第3項第7号に規定する介護支援専門員
- (24) 施行規則第2条第12号に規定する地域包括支援センターにあつては、介護保険法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業（同法第115条の45第2項第4号から第6号までに掲げる事業（認知症初期集中支援推進事業を除く。）を除く。）に係る業務を行う職員
- (25) 施行規則第2条第13号に規定する障害者支援施設にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に

- 基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）第11条第1項第2号イ（2）、第3号イ（1）及びロ、第4号イ（1）（同号ロにおいて読み替えられる場合を含む。）及びハ、第5号イ（1）及びロ（1）、第6号イ（1）並びに第7号イ（1）に規定する生活支援員、同項第5号イ（2）に規定する就労支援員及び同項第2号イ（3）、第3号イ（2）、第4号イ（2）、第5号イ（3）及びロ（2）、第6号イ（2）、並びに第7号イ（2）に規定するサービス管理責任者
- (26) 施行規則第2条第13号に規定する地域活動支援センターにあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）第9条第1項第2号に規定する指導員
- (27) 施行規則第2条第13号に規定する福祉ホームにあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）第10条第1項に規定する管理人
- (28) 施行規則第2条第13号に規定する障害福祉サービス事業にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）第39条第1項第3号、第52条第1項第2号及び第2項並びに第59条第1項第2号（第2項において読み替えられる場合を含む。）及び第3項に規定する生活支援員、同令第64条第1項第2号、第65条第1項第2号及び第75条第1項第2号（第88条において準用する場合を含む。）に規定する職業指導員（相談援助を行う場合に限り）及び生活支援員、同令第64条第1項第3号に規定する就労支援員、同令第39条第1項第4号、第52条第1項第3号、第59条第1項第4号、第64条第1項第4号、第65条第1項第3号及び第75条第1項第3号（第88条において準用する場合を含む。）に規定するサービス管理責任者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第206条の3第1項に規定する就労定着支援員、同令第206条の3第2項及び第206条の14第1項第2号に規定するサービス管理責任者及び同令第206条の14第1項第1号に規定する地域生活支援員
- (29) 施行規則第2条第13号に規定する一般相談支援事業を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）第3条第2項に規定する相談支援専門員
- (30) 施行規則第2条第13号に規定する特定相談支援事業を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条第1項に規定する相談支援専門員及び第4項に規定する相談支援員

2 施行規則第2条第14号に規定する施設及び当該施設において福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲

施行規則第2条第1号から第13号までに掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設及び当該施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法第38条第1項第4号及び第5号に規定する授産施設及び宿所提供施設
・「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」（平成20年3月31日付け厚生労働省発社援第0331011号）に基づき配置された指導員
- (2) 児童福祉法第37条に規定する乳児院
・児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員及び里親支援専門相談員
- (3) 老人福祉法第29条に規定する有料老人ホーム
・生活相談員
- (4) 指定特定施設入居者生活介護（介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）に該当する同法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」という。）に該当する同法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）に該当する同法第8条の2第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）を行う施設
・生活相談員及び計画作成担当者
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設
・障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）第31条の規定による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）第16条第1項第3号、第17条第1項第3号、第18条第1項第3号、第19条第1項第3号、第38条第1項第3号、第56条第1項第3号、第57条第1項第3号及び第58条第1項第3号に規定する生活支援員並びに「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」（昭和47年7月22日付け社更第128号）別紙（身体障害者福祉工場設置要綱）7に規定する指導員
- (6) 障害者総合支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設
・整備省令第1条の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第16条第1項第2号、第26条第1項第2号及び第4項第2号並びに第37条第1項第2号に規定する精神保健福祉士及び精神障害者社会復帰指導員並びに同令第33条第1項第1号に規定する管理人
- (7) 障害者総合支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設
・整備省令第1条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号）第28条第1項第3号、第29条第1項第3号、第52条第1項第3号、第53条第1項第3号、第54条第1項第2号及び第63条第1項第3号に規定する生活支援員
- (8) 「高齢者総合相談センター運営事業の実施について」（昭和62年6月18日付け社老第80号）別紙（高齢者総合相談センター運営要綱）に基づく高齢者総合相談センター
・相談援助業務を行っている相談員
- (9) 「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号）に基づく隣保館
・相談援助業務を行っている指導職員
- (10) 都道府県社会福祉協議会
・「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成27年7月27日付け社援発0727第2号）別添15（日常生活自立支援事業実施要綱）5（1）に規定する専門員、その他相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。）を行っている職員

- (11) 市（特別区を含む。）町村社会福祉協議会
- ・「社会福祉協議会活動の強化について」（平成11年4月8日付け社援第984号）別紙（社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱）2に規定する福祉活動専門員その他相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る。）を行っている職員
 - ・「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成27年7月27日付け社援発0727第2号）別添15（日常生活自立支援事業実施要領）5（1）に規定する専門員、その他相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。）を行っている職員
- (12) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）第3条による改正前の障害者自立支援法第5条第8項に規定する児童デイサービス事業を行う施設
- ・相談援助業務を行う職員
- (13) 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）第2条による改正前の児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援を行う施設
- ・児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る。）
- (14) 児童福祉法第7条第2項に基づく内閣総理大臣の指定を受けた指定発達支援医療機関及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）第2条による改正前の児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関
- ・児童指導員及び保育士
- (15) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号に規定する施設
- ・相談援助業務を行っている指導員及びケースワーカー
- (16) 「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」（昭和60年5月21日付け厚生省発児第104号）別紙（知的障害者福祉工場設置運営要綱）に基づく知的障害者福祉工場
- ・相談援助業務を行っている指導員
- (17) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第3条に規定する刑事施設、少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院及び少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第3条に規定する少年鑑別所
- ・刑務官、法務教官、法務技官（心理）及び福祉専門官
- (18) 更生保護法（平成19年法律第88号）第16条及び第29条に規定する地方更生保護委員会及び保護観察所
- ・保護観察官、社会復帰調整官
- (19) 更生保護事業法施行規則（平成8年法務省令第25号）第1条第4項に規定する更生保護施設
- ・補導主任、補導員、福祉職員及び薬物専門職員
- (20) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第29条第1項第2号に基づき設置された労災特別介護施設
- ・相談援助業務を行っている指導員
- (21) 「心身障害児総合通園センターの設置について」（昭和54年7月11日付け児発第514号）別紙（心身障害児総合通園センター設置運営要綱）に基づく心身障害児総合通園センター
- ・相談援助業務を行っている職員
- (22) 児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行っている施設
- ・児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の8第1項に規定する相談援助業務を行っている指導員、「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」に規定する個別対応職員、「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」に規定する自立支援担当職員
- (23) 児童福祉法第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業を行っている児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院及び保育所等
- ・相談支援業務を行っている職員
- (24) 「ひとり親家庭等就業・自立支援事業の実施について」（令和7年5月9日付けこ支家第211号）別紙（ひとり親家庭等就業・自立支援事業実施要綱）に基づく「就業支援事業」を行っている施設
- ・相談援助業務を行っている相談員
- (25) 児童福祉法第6条の3第6項に基づく地域子育て支援拠点事業を行っている施設
- ・相談援助業務を行っている職員
- (26) 「利用者支援事業の実施について」（令和6年3月30日付けこ成環第131号、こ支虐第122号、5文科初第2594号）別紙（利用者支援事業実施要綱）に基づく「利用者支援事業」を行っている施設
- ・相談支援業務を行っている職員
- (27) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日付け雇児発0930第4号）別紙（母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱）に基づく「母子・父子自立支援プログラム策定事業」を行っている施設
- ・母子・父子自立支援プログラム策定員
- (28) 「ひとり親家庭相談支援体制強化事業の実施について」（令和7年5月9日付けこ支家第214号）別紙（ひとり親家庭相談支援体制強化事業実施要綱）に基づく「就業支援専門員配置等事業」を行っている施設
- ・就業支援専門員
- (29) 「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成15年11月10日付け障発第1110001号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）に基づく「重症心身障害児（者）通園事業」を行う施設
- ・児童指導員及び保育士
- (30) 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第34条第1項第1号に規定する点字図書館及び同条第3号に規定する聴覚障害者情報提供施設
- ・相談援助業務を行っている職員
- (31) 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）第2条による改正前の障害者総合支援法に規定する共同生活介護を行う施設
- ・相談援助業務を行っている職員
- (32) 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち療養介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活援助を行う施設
- ・相談援助業務を行っている職員
- (33) 整備法第5条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設
- ・児童指導員及び保育士
- (34) 整備法第5条による改正前の児童福祉法に規定する重症心身障害児施設
- ・児童指導員、保育士及び心理指導を担当する職員

- (35) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成24年厚生労働省令第40号）第25条による廃止前の障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第173号）第3条に規定する相談支援専門員
- (36) 「「地域生活支援事業の実施について」の一部改正について」（平成26年3月31日付け障発0331第1号）による改正前の「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日付け障発第0801002号）別紙1（地域生活支援事業実施要綱）別記11（3）に基づく「身体障害者自立支援」を行っている施設
- ・相談援助業務を行っている職員
- (37) 「地域生活支援事業等の実施について」別紙1（地域生活支援事業実施要綱）別記1-111-1（4）に基づく「日中一時支援」、別添1に基づく「障害者相談支援事業」又は別添4に基づく「障害児等療育支援事業」を行っている施設
- ・相談援助業務を行っている職員
- (38) 「精神障害者地域移行支援特別対策事業実施要綱の一部改正について」（平成22年3月30日付け障発第0330019号）による改正前の「精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施について」（平成20年5月30日付け障発第0530001号）別紙（精神障害者地域移行支援特別対策事業実施要綱）に基づく「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を行っている施設
- ・地域体制整備コーディネーター及び地域移行推進員
- (39) 「精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施について」別紙（精神障害者地域移行・地域定着支援事業実施要綱）に基づく「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」を行っている施設
- ・地域体制整備コーディネーター及び地域移行推進員
- (40) 「精神障害者アウトリーチ推進事業の実施について」（平成23年4月25日付け障発0425第4号）別添（精神障害者アウトリーチ推進事業実施要綱）に基づく「精神障害者アウトリーチ推進事業」を行っている施設
- ・相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要な職員を除く。）
- (41) 「精神障害者地域生活支援広域調整等事業について」（平成26年3月31日付け障発0331第2号）別添2（地域移行・地域生活支援事業実施要綱）に基づく「アウトリーチ事業」、「地域生活支援事業等の実施について」（平成18年8月1日付け障発第0801002号）別紙2（地域生活支援促進事業実施要綱）の別記2-18（精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業）に基づく「障害者等の地域生活支援に係る事業」のうち、「アウトリーチ支援」を行っている施設
- ・相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。）
- (42) 指定通所介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第7項に規定する通所介護をいう。）、同法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス（以下「基準該当居宅サービス」という。）に該当する同法第8条第7項に規定する通所介護、指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護をいう。）、指定介護予防通所介護（指定介護予防サービスに該当する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいい、医療介護総合確保推進法附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。）若しくは介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービス（以下「基準該当介護予防サービス」という。）に該当する旧介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくは指定短期入所生活介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護をいう。）、基準該当居宅サービスに該当する同法第8条第9項に規定する短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。）若しくは基準該当介護予防サービスに該当する同法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護又は第一号通所事業（介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する第一号通所事業（介護保険法施行規則第140条の63の6第1号イ又はロに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法第115条の45の3第1項の指定を受けたものに限る。）をいう。）を行う施設（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。）
- ・生活相談員
- (43) 指定通所リハビリテーション（指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションをいう。）若しくは指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。）又は指定短期入所療養介護（指定居宅サービスに該当する同法第8条第10項に規定する短期入所療養介護をいう。）若しくは指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。）を行う施設
- ・支援相談員
- (44) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。）を行う施設
- ・オペレーター
- (45) 指定夜間対応型訪問介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護をいう。）を行う施設
- ・オペレーションセンター従業者
- (46) 指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護をいう。）又は指定介護予防認知症対応型通所介護（同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス（以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。）に該当する同法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。）を行う施設（老人デイサービスセンターを除く。）
- ・生活相談員
- (47) 指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。）若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。）又は指定複合型サービス（指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第23項に規定する複合型サービスをいう。）を行う施設
- ・介護支援専門員
- (48) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。）を行う施設

- ・生活相談員及び介護支援専門員
- (49) 介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業を行っている事業所
 - ・介護支援専門員
- (50) 介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行っている事業所又は同法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業を行っている事業所
 - ・担当職員
- (51) 「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」（平成12年9月27日付け老発第655号）別紙（生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要綱）に基づく「生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業」を行っている生活支援ハウス
 - ・生活援助員
- (52) 「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日付け老発第0609001号）に基づく「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」を行っている高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、多くの高齢者が居住する集合住宅等
 - ・相談援助業務を行っている生活援助員
- (53) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (54) 「地域福祉センターの設置運営について」（平成6年6月23日付け社援地第74号）別紙（地域福祉センター設置運営要綱）に基づく地域福祉センター
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (55) 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1（自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領）3（1）に規定する就労支援事業を行っている事業所
 - ・就労支援員
- (56) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添14（ひきこもり支援推進事業実施要領）に基づくひきこもり地域支援センター
 - ・ひきこもり支援コーディネーター、その他相談援助業務を行っている専任の職員
- (57) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添35（地域生活定着促進事業実施要領）に基づく地域生活定着支援センター
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (58) 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添17（社会的包摂・「絆」再生事業実施要領）に基づくホームレス総合相談推進業務を行っている事業所
 - ・相談援助業務を行っている相談員
- (59) 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添17（社会的包摂・「絆」再生事業実施要領）に基づくホームレス自立支援センター
 - ・生活相談指導員
- (60) 「被災者支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）による被災者生活支援事業の実施について」（平成27年4月9日付け雇児発0409第10号・社援発第0409第2号）別添1（被災者見守り・相談支援事業（地方自治体等実施分）実施要領）、「被災者健康・生活支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）による被災者支援事業の実施について」の一部改正について」（平成28年5月10日付け健発0510第9号・雇児発0510第2号・社援発第0510第6号・老発0510第1号）による改正前の「被災者健康・生活支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）による被災者生活支援事業の実施について」別添1（地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業実施要領）、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添17（社会的包摂・「絆」再生事業実施要領）第3の2又は「平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の運営について」（平成21年8月20日付け老発0820第5号）の別紙「介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領」の別記1（地域支え合い体制づくり事業）に基づき、東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (61) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成29年5月17日社援発第0517号）による改正前の「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添17（地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり等事業実施要領）並びに「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添18（被災者見守り・相談支援等事業実施要領）及び別添19（被災者見守り・相談支援等緊急事業実施要項）に基づき、被災者に対する相談援助業務を実施する事業所
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (62) 「平成21年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策拡充等支援事業）の運営について」（平成22年1月28日付け社援発0128第1号）別添1（自立相談支援モデル事業運営要領）に基づく自立相談支援機関及び同通知別添4（家計相談支援モデル事業運営要領）に規定する家計相談支援モデル事業を行っている事業所
 - ・主任相談支援員、相談支援員、就労支援員及び家計相談支援員
- (63) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関、同法第3条第4項に規定する生活困窮者就労準備支援事業を行っている事業所、同法第3条第5項に規定する生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所及び同法第3条第7項に規定する子どもの学習・生活支援事業を行っている事業所
 - ・主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、住まい相談支援員、就労支援準備担当者、家計改善支援員（生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）第1条の規定による改正前の生活困窮者自立支援法第2条第6項に規定する生活困窮者家計相談支援事業に従事する家計相談支援員を含む）及び子どもの学習・生活支援事業従事者のうち相談援助業務を行っている職員
- (64) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（令和5年5月22日社援発0522第1号）別添7（地域居住支援事業実施要領）に基づき地域居住支援事業を行っている事業所
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (65) 生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業を行っている事業所
 - ・就労支援員
- (66) 生活保護法第55条の10第1項に規定する、子どもの進路選択支援事業、第2項に規定する、被保護者就労準備支援事業、第3項に規定する被保護者家計改善支援事業及び第4項に規定する被保護者地域居住支援事業を行っている事業所
 - ・子どもの進路選択支援事業に従事する支援員、被保護者就労準備支援事業に従事する被保護者就労準備支援担当者、被保護者家計改善支援事業に従事する家計改善支援員及び被保護者地域居住支援事業に従事する居住支援員
- (67) 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第14条に規定する発達障害者支援センター
 - ・「発達障害者支援センター運営事業の実施について」（平成17年7月8日付け障発第0708004号）別紙（発達障害者支援センター運営事業実施要領）に規定する相談支援を担当する職員及び就労支援を担当する職員

- (68) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第19条第1項第2号に規定する広域障害者職業センター
・障害者職業カウンセラー
- (69) 障害者の雇用の促進等に関する法律第19条第1項第3号に規定する地域障害者職業センター
・障害者職業カウンセラー及び職場適応援助者
- (70) 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第82号）による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の2の3第1項第1号に規定する第1号職場適応援助者助成金又は障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の2第1項第1号ホ若しくは第3号ホに規定する訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人
・第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修若しくは上級職場適応援助者養成研修を修了した職員であつて、職場適応援助を行っている者
- (71) 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第96号）第3条の規定による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「旧法」という。）第27条に規定する障害者雇用支援センター
・旧法第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員
- (72) 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第81号）による改正前の雇用保険法施行規則第118条の3第6項に規定する障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）のうち、訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人
・訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であつて、職場適応援助を行っている者
- (73) 障害者の雇用の促進等に関する法律第27条に規定する障害者就業・生活支援センター
・「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」（平成14年5月7日付け職高発第0507004号、障発第0507003号）別紙1「障害者就業・生活支援センターの指定と運営について」に規定する主任職場定着支援担当者並びに別紙2「障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）実施要綱」に規定する主任就業支援担当者及び就業支援担当者並びに同通知別紙3「障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）実施要綱」に規定する生活支援担当職員
- (74) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第8条に規定する公共職業安定所
・精神・発達障害者雇用サポーター及び障害学生等雇用サポーター
- (75) 「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱の改正について（通知）」（平成25年3月29日付け24文科生第770号）による改正前の「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱」（平成21年3月31日付け20文科生第8117号文部科学大臣決定）別記（スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領）に基づく教育機関及び「教育支援体制整備事業費補助金（いじめ対策等総合推進事業）交付要綱」（平成25年4月1日付け文部科学大臣決定）別記（スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領）に基づく教育機関
・スクールソーシャルワーカー
- (76) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第29条に規定する難病相談支援センター
・難病相談支援員
- (77) 高次脳機能障害者支援法（令和7年法律第96号）第19条に規定する高次脳機能障害者支援センター
・「高次脳機能障害者支援事業の実施について」（令和8年4月7日付け障発0407第19号）別紙（高次脳機能障害者支援事業実施要綱）に基づく支援コーディネーター
- (78) 「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」（平成29年3月31日付け雇児発0331第49号）別添（「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱）に基づく子ども家庭総合支援拠点
・相談援助業務を行っている職員
- (79) 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）第4条の規定による改正前の母子保健法（昭和40年法律第141号）（以下「旧母子保健法」という。）第22条に規定する母子健康包括支援センター
・旧母子保健法同条第2項第2号に規定する母子保健に関する各種の相談に応ずる職員
- (80) 厚生労働省が委託する地域若者サポートステーション事業により設置される地域若者サポートステーション
・相談援助業務を行っている職員
- (81) 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第13条に規定する子ども・若者総合相談センター
・相談援助業務を行っている職員
- (82) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき策定された成年後見制度利用促進基本計画における「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関
・相談援助業務を行っている職員
- (83) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく基幹相談支援センター
・相談援助業務を行っている職員
- (84) 裁判所法に基づく家庭裁判所
・家庭裁判所調査官
- (85) 児童福祉法第19条の22に規定する小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所
・「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱」（平成29年5月22日付け健発0522第1号）に規定する小児慢性特定疾病児童等自立支援員
- (86) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第14条に規定する医療的ケア児支援センター
・医療的ケア児等コーディネーター
- (87) 生活保護法第30条に規定する日常生活支援住居施設
・「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」（令和2年厚生労働省令第44号）第10条第1項に規定する生活支援員及び同条第3項に規定する生活支援提供責任者
- (88) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第17条の2に規定する産後ケア事業を実施する施設
・同条に規定する相談に応ずる職員
- (89) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成十三年法律第三十一号）第3条に基づく配偶者暴力相談支援センター
・同法第4条の女性相談支援員
- (90) 「官民協働等女性支援事業の実施について」（令和7年4月22日付け社援発0422第1号）に基づく官民協働等女性支援事業を行っている事業所及び、同通知により廃止された「若年被害女性等支援事業の実施について」（令和6年3月29日付け社援発0329第82号）別紙（若年被害女性等支援事業実施要領）に基づく若年被害女性等支援事業を行う事業所
・相談援助業務又は自立支援を行っている職員
- (91) 児童福祉法第6条の3第5項に規定する養育支援訪問事業を行っている事業所
・「養育支援訪問事業の実施について」（平成26年5月29日付け雇児発0529第33号）別紙（養育支援訪問事業実施要綱）に基づく訪問支援者

- (92) 児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設（児童遊園を除く。）
 - ・「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する職員のうち相談援助業務を行っている者
- (93) 児童福祉法第6条の3第15項に規定する親子再統合支援事業を行っている事業所
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (94) 児童福祉法第6条の3第16項に規定する社会的養護自立支援拠点事業を行っている事業所
 - ・「社会的養護自立支援拠点事業等の実施について」（令和6年3月30日付けこ支家第183号）別紙（社会的養護自立支援拠点事業実施要綱）に基づく支援コーディネーター、生活相談支援員及び就労相談支援員
 - ・「児童養護施設等体制強化事業の実施について」（令和8年4月17日付けこ支家第245号）別紙（児童養護施設等体制強化事業実施要綱）に基づく就労等定着支援員
- (95) 児童福祉法第6条の3第18項に規定する妊産婦等生活援助事業を行っている事業所
 - ・「妊産婦等生活援助事業の実施について」（令和6年3月29日付けこ支家第184号）別紙（妊産婦等生活援助事業実施要綱）に基づく支援コーディネーター及び母子支援員
 - ・「児童養護施設等体制強化事業の実施について」（令和8年4月17日付けこ支家第245号）別紙（児童養護施設等体制強化事業実施要綱）に基づく就労等定着支援員
- (96) 児童福祉法第6条の3第19項に規定する子育て世帯訪問支援事業を行っている事業所
 - ・「子育て世帯訪問支援事業ガイドラインについて」（令和6年3月30日付けこ成環第107号）別添（子育て世帯訪問支援事業ガイドライン）に規定する訪問支援員
- (97) 児童福祉法第6条の3第20項に規定する児童育成支援拠点事業を行っている事業所
 - ・相談支援業務を行っている職員
- (98) 児童福祉法第10条の2第2項に規定するこども家庭センター
 - ・児童福祉法第10条第1項第3号に規定する児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応ずる職員
 - ・母子保健法第22条第1項第2号に規定する母子保健に関する各種の相談に応ずる職員
 - ・「こども家庭センターガイドラインについて」（令和6年3月30日付けこ成母第142号、こ支虐第147号）別添（こども家庭センターガイドライン）に規定する統括支援員
- (99) 児童福祉法第6条の3第22項に規定する妊婦等包括相談支援事業を行う機関
 - ・相談支援業務を行っている職員
- (100) 児童福祉法第10条の3第1項に規定する地域子育て相談機関
 - ・相談支援業務を行っている職員
- (101) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）第2条第5号に規定する民間あっせん機関
 - ・民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第36条第1項に規定する養子縁組あっせん責任者及び民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針（平成29年厚生労働省告示第341号）第7の1（1）に規定する相談員
- (102) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条による指定を受けた犯罪被害者等早期援助団体
 - ・法第23条第2項第2号に掲げる相談業務等を行う者
- (103) 施行規則第2条第1号から第13号まで及び上記（1）から（102）までに定める施設以外の施設で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設
 - ・当該施設において、福祉に関する相談援助業務を行っている相談員

3 業務従事期間の計算方法

福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、上記1及び2に掲げる者として、当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤（労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。）で従事した期間を通算して計算するものとする。

4 2（103）の厚生労働大臣の個別認定の取扱い要領

- (1) 認定基準
 - ア 当該施設における業務として、各種の福祉に関する相談援助業務を行うことが、定款、実施要領等において明記されていること。（福祉に関する相談援助とは認められないものの例）
医療相談、専ら職業紹介に関する相談を行うもの等
 - イ 上記1及び2の（1）から（102）までに定める職種と同等以上の福祉に関する相談援助業務を行っている相談員が配置されていること。
- (2) 認定の手続
 - ア 社会福祉士養成施設等への入学又は入所に際して2（103）に係るものについては、社会福祉士養成施設等において取りまとめ、入学又は入所の決定前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。
 - イ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第4号又は第7号に係る社会福祉士受験者については、同法第10条第1項に規定する指定試験機関が取りまとめ、受験票を受験生あて送付する前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。

○ 「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（令和6年7月3日社援基発0703第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）（抄）

1 業務従事期間の認定

過去において福祉に関する相談援助の業務又は介護等の業務に従事していた期間を有する者については、従事していた時期、現在の職業等を問わず、当該従事していた期間について業務経験を認定するものであること。

2 福祉に関する相談援助の業務の範囲

- (1) 局長通知別添1に掲げる者には、次の①及び②に掲げる者が含まれること。
 - ① 相談援助の業務を行うことが業務分掌上明確になっている相談員等及び施設又は事業の最低基準等に定める名称以外の名称の職員（相談員等、相談援助の業務が本来業務として明確に位置付けられている者が含まれる。）であって、その主たる業務が福祉に関する相談援助の業務であるもの
 - ② 当該施設又は事業における福祉に関する相談援助の業務以外の業務を兼務している職員（そのことが辞令により明確になっている職員に限る。）であって、その主たる業務が福祉に関する相談援助の業務であるもの

○ 「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第1号ワ及び第5条第14号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第1号ワ及び第5条第14号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第4条第1項第7号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業」(昭和62年厚生省告示第203号)(抄)

〔「相談援助実習」における実習施設〕

- 1 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号。以下「養成施設規則」という。)第3条第1号ワ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年文部科学省令・厚生労働省令第2号。以下「学校規則」という。)第3条第1号ワ及び社会福祉に関する科目を定める省令(平成20年文部科学省令・厚生労働省令第3号)第4条第1項第7号に規定する厚生労働大臣が別に定める施設又は事業は、次に掲げる施設又は事業とする。
 - 1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童相談所、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター、指定発達支援医療機関、障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業
 - 2 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院及び診療所
 - 3 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉センター
 - 4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神保健福祉センター
 - 5 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する救護施設、更生施設、授産施設及び宿泊提供施設
 - 6 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する福祉に関する事務所及び市町村の区域を単位とする社会福祉協議会の事務所
 - 7 削除
 - 8 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する知的障害者更生相談所
 - 9 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター
 - 10 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター及び有料老人ホーム並びに老人デイサービス事業
 - 11 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する母子・父子福祉センター
 - 12 更生保護事業法(平成7年法律第86号)に規定する更生保護施設
 - 13 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する介護老人保健施設、介護医療院及び地域包括支援センター並びに居宅サービス事業のうち通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護又は特定施設入居者生活介護を行う事業、地域密着型サービス事業のうち地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は複合型サービスを行う事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業のうち介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を行う事業、地域密着型介護予防サービス事業のうち介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業、介護予防支援事業並びに地域支援事業のうち第一号通所事業又は第一号介護予防支援事業
 - 14 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
 - 15 発達障害者支援法(平成16年法律第167号)に規定する発達障害者支援センター
 - 16 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害者支援施設、福祉ホーム及び地域活動支援センター並びに障害福祉サービス事業のうち療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を行う事業並びに一般相談支援事業又は特定相談支援事業
 - 17 高齢者又は身体障害者に対し老人福祉法第10条の4第1項第2号に規定する便宜又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第8条第1項第6号に規定する障害者デイサービスのうち同法附則第34条の規定による改正前の身体障害者福祉法第4条の2第3項に規定する身体障害者デイサービスを供与し、あわせて高齢者、身体障害者等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供するための施設
 - 18 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)に規定する女性相談支援センター及び女性自立支援施設
 - 19 高次脳機能障害者支援法(令和7年法律第96号)に規定する高次脳機能障害者支援センター
 - 20 前各号に準ずる施設又は事業

○ 社会福祉士養成課程における相談援助実習を行う実習施設等の範囲について
(平成20年11月11日社発第1111001号厚生労働省社会・援護局長通知)

社会福祉士養成課程における相談援助実習を行う実習施設等の範囲については、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第1号ワ及び第5条第14号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第1号ワ及び第5条第14号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第4条第6号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業(昭和62年厚生省告示第203号。以下「実習施設等告示」という。)に定められているところであるが、実習施設等告示第1項第18号に掲げる施設又は事業を下記のとおり定め、平成21年4月1日より適用することとしたので、参考まで通知する。

記

1. 「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」(昭和47年7月22日付け社更第128号)別紙(身体障害者福祉工場設置運営要綱)に基づく身体障害者福祉工場
2. 「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」(昭和60年5月21日付け厚生省発第104号)別紙(知的障害者福祉工場設置運営要綱)に基づく知的障害者福祉工場
3. 「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け障発第1110001号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」を行う施設
4. 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添14(ホームレス自立支援事業実施要領)に基づくホームレス自立支援センター
5. 「地域福祉センターの設置運営について」(平成6年6月23日付け社援地第74号)別紙(地域福祉センター設置運営要綱)に基づく地域福祉センター
6. 「隣保館の設置及び運営について」(平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号)に基づく隣保館
7. 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する小規模住居型児童養育事業を行う施設
8. 「市町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」(平成29年3月31日付け雇児発0331第49号)別添(「市町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱)に基づく子ども家庭総合支援拠点
9. 「子育て世代包括支援センターの設置運営について」(平成29年3月31日付け雇児発0331第5号)に基づく子育て世代包括支援センター
10. 厚生労働省が委託する地域若者サポートステーション事業により設置される地域若者サポートステーション
11. 「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」(平成22年2月23日付け内閣府政策統括官(共生社会政策担当)決定)に基づく子ども・若者総合相談センター
12. 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき策定された成年後見制度利用促進基本計画における「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関
13. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく基幹相談支援センター
14. 「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社第29号厚生省社会局長・児童家庭局長通知)別添1の2において掲げる施設(上記1から13まで及び実習施設等告示に定められている施設を除く。)
15. 次のいずれの条件も満たすいわゆる独立型社会福祉士事務所
 - (1) 社団法人日本社会福祉士会へ登録している社会福祉士が開設した事務所であること。
 - (2) 独立型社会福祉士事務所を開業して3年以上の実績を有していること。
 - (3) 利用者からの相談に応ずるために必要な広さを有する区画が設けられていること。
 - (4) 他の独立型社会福祉士事務所等との連携が確保されているなど、適切な実習指導体制が整っていること。
 - (5) 事故発生時等の対応として、損害賠償保険等に加入していること。
16. 福祉に関する業務を行うことが定款、実施要綱等において明記されている法人